



所属補習所	生年月日		補習生カード番号（9 桁）										氏名	
	月	日												

問題 1 資産課税の全体像、相続税法、贈与税、譲渡所得課税概論

問 1

①	機能
②	機能

問 2

①
②
③

問 3

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

問 4

(1)

計算結果	円
計算過程	

(2)

計算結果	円
計算過程	

(3)

計算結果	円
計算過程	

(4)

(乙)

計算結果	円
計算過程	

(丙)

計算結果	円
計算過程	

(5)

(乙)

計算結果	円
計算過程	

問 5

(初年度)

計算結果	円
計算過程	

(2年目)

計算結果	円
計算過程	

(3年目)

計算結果	円
計算過程	



所属補習所	生年月日		補習生カード番号 (9 桁)	氏名
	月	日		

問題 2 所得税法概論

問 1

問 2

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

問 3

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

問 4

問 5

問 6

(1)	(2)	(3)
万円	万円	万円
(4)	(5)	(6)
万円	万円	万円

問 7

 円

問 8

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

問 9

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

問 10

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

問題3 消費税法概論、消費税法の実務

問1

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)	(6)	(7)	(8)

問2

課税売上高	円
(計算過程)	

問3

「課税資産の譲渡等の対価の額」に含める金額	円
-----------------------	---

問4

①	②
円	円

2022. 7. 17 実施

[illegible]

問5

自 平成 年 月 日

至 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年月日

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

[illegible]

付記事項	割 賦 基 準 の 適 用		☐	有	☐	無	31
	延 払 基 準 等 の 適 用		☐	有	☐	無	32
	工 事 進 行 基 準 の 適 用		☐	有	☐	無	33
	現 金 主 義 会 計 の 適 用		☐	有	☐	無	34
参 考 事 項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		☐	有	☐	無	35
	控 除 税 額 の 法	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	☐	個 別 対 応 式	41		
			☐	一 括 比 例 式			
		上 記 以 外	☐	全 額 控 除			
	基準期間の課税売上高		2 0 , 0 0 0 千円				
還す 付る を金 受融 け機 よ う関 と等	銀 行		本店・支店				
	金庫・組合		出 張 所				
	農協・漁協		本所・支所				
	預 金		口座番号				
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		-				
	郵便局名等						
※税務署整理欄							
税 理 士 署 名		(電話番号 - -)					
☐	税 理 士 法 第 3 0 条 の 書 面 提 出 有						
☐	税 理 士 法 第 3 3 条 の 2 の 書 面 提 出 有						

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ・ ・ ・		氏 名 又 は 名 称				
区 分			税 率 6.24 % 適 用 分		税 率 7.8 % 適 用 分		合 計 C	
			A		B		(A+B)	
課 税 標 準 額 ①			円 000		円 000		※第二表の①欄へ 円 000	
① の 内 訳	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	① 、 1	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ		※第二表の⑦欄へ	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	① 、 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑩欄へ	
消 費 税 額 ②			※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑬欄へ		※第二表の⑪欄へ	
控 除 過 大 調 整 税 額 ③			(付表2-3の⑳・㉔A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉔B欄の合計金額)		※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	④	(付表2-3の㉔A欄の金額)		(付表2-3の㉔B欄の金額)		※第一表の④欄へ	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	⑤					※第二表の⑬欄へ	
	⑤ の 内	⑤ 、 1					※第二表の⑬欄へ	
	売 上 げ の 返 還 等 の 対 価 に 係 る 税 額	⑤ 、 1					※第二表の⑬欄へ	
	特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ 、 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。				※第二表の⑬欄へ	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	⑥					※第一表の⑥欄へ	
控 除 税 額 小 計 ⑦ (④+⑤+⑥)							※第一表の⑦欄へ	
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑧ (⑦-②-③)							※第一表の⑧欄へ	
差 引 税 額 ⑨ (②+③-⑦)							※第一表の⑨欄へ 00	
地 方 税 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑩ (⑧)	⑩					※第一表の⑪欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ	
	差 引 税 額 ⑪ (⑨)	⑪					※第一表の⑬欄へ ※第二表の㉑及び㉒欄へ 00	
譲 渡 割 納 額	還 付 額 ⑫	⑫					(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ	
	納 税 額 ⑬	⑬					(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 00	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(10)号様式

付表2ー3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般



課 税 期 間			・ ・ ・ ・	氏 名 又 は 名 称		
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分	税 率 7.8 % 適 用 分	合 計	C
			A	B	(A+B)	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円	円	円	
	免 税 売 上 額	②				
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				※第一表の該当へ
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
	非 課 税 売 上 額	⑥				
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の該当へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)			⑧		[%]	※端数 切捨て
課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑬ ± ⑭)	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑨				
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑬				
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑭				
課 税 仕 入 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑫ + ⑬ ± ⑭)			⑮			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮ の 金 額)			⑯			
課 5 課 95 税 億 税 % 売 売 未 売 円 上 満 上 超 割 の 高 又 合 場 ば が 合 控 の 除 調 税 額 整	個 別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰			
		⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱			
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑰ + (⑱ × ④ / ⑦)]	⑲			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮ × ④ / ⑦)		⑳			
課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉑			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額		㉒			
	居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 に 供 し た (譲 渡 し た) 場 合 の 加 算 額		㉓			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑬ 、 ⑲ 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉑ ± ㉒ + ㉓] が プ ラ ス の 時		㉔	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑬ 、 ⑲ 又 は ⑳ の 金 額) ± ㉑ ± ㉒ + ㉓] が マ イ ナ ス の 時		㉕	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ	

注 意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑨及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。